



▲市ホームページ

一度の手続きで納付忘れを防止

市税の納付は口座振替で安心・便利に

●問い合わせ先 税務課 収納班 ☎096-248-1114

口座振替のおすすめポイント

- ・納め忘れのリスクが約9割減少
市税を納め忘れると延滞金がかかります。
- ・一度申し込めば毎年自動継続
納付のために銀行やコンビニに行く手間が省けます。

▶申込方法

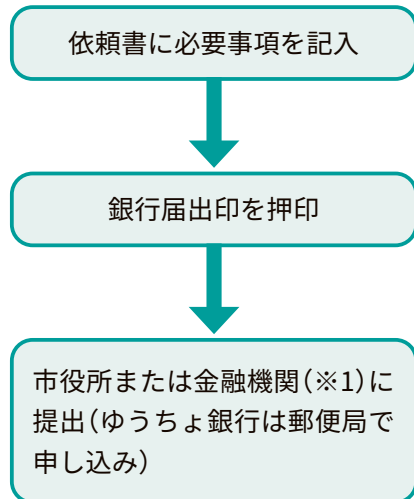
口座振替依頼書を提出またはオンラインから申し込みができます。
※オンライン申し込みは、市ホームページをご確認ください

令和7年度 市税の納期限と口座振替日

	軽自動車税	市県民税・固定資産税 国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書 提出期限
全 期	6月2日(月)			4月30日(水)
第1期		6月30日(月)		5月30日(金)
第2期		7月31日(木)		6月30日(月)
第3期		9月1日(月)		7月31日(木)
第4期		9月30日(火)		8月29日(金)
第5期		10月31日(金)		9月30日(火)
第6期		12月1日(月)		10月31日(金)
第7期		1月5日(月)	12月25日(木)	11月28日(金)
第8期		2月2日(月)	左記と同じ	12月26日(金)

※ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出は、上記の提出期限のさらに1カ月前まで

口座振替依頼書提出の流れ



(※1)以下の金融機関が利用できます
肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本第一信用金庫、県信用組合、菊池地域農業協同組合、ゆうちょ銀行(全国)

市国民健康保険・後期高齢者医療保険加入の人へ

令和7年度人間ドック受診費用を補助します

●問い合わせ先 健康ほけん課 健康づくり班 ☎096(248)1275

人間ドックの受診を希望している対象者に、受診費用の一部を補助します。

▼対象(いずれも先着順)

- ①国民健康保険加入者(先着900人)
令和7年4月1日時点および受診日に国民健康保険に加入している人
- ・令和7年度中に満40歳以上になる人
- ・国民健康保険税の滞納がない人
- ・特定健診(集団健診・個別健診)を受けない人

- ②後期高齢者医療保険加入者(先着310人)

- ・受診日時点で、後期高齢者医療保険に加入している人
- ・後期高齢者医療保険料の滞納がない人

- ・後期高齢者健診(集団健診・個別健診)を受けない人

▼補助の内容

人間ドック検診料金の7割以内で、上限2万5000円
※コース内容・料金表、人間ドック補助金申請書などは4月下旬に各申込窓口に配置します

▼申込期間・ところ

通常窓口	臨時窓口
5月12日(月)～30日(金) ※土日を除く 午前8時30分～午後5時15分	5月9日(金) 午前9時～午後5時15分
・健康ほけん課 ・西合志総合窓口 (御代志市民センター内) ・泉ヶ丘支所 ・須屋支所	・市総合センター 「ヴィーブル」ロビー ・御代志市民センター (体育館) ・泉ヶ丘市民センター (多目的ホール) ・須屋市民センター (体育館)

▼持ってくるもの

健康保険証、運転免許証など本人確認ができるもの

▼注意事項

- ・受診日前に国民健康保険の資格を喪失(社会保険への加入など)した人には補助ができません。
- ・特定健診・後期高齢者健診との二重受診などで補助対象に該当しないことが判明した場合は、全額受診者負担となります。

引っ越し手続きをする人へ

オンラインで引っ越しの手続きができます

●問い合わせ先 市民課 戸籍住民班 ☎096(248)1113

マイナンバーカードを持っている人は、マイナンバーアプリで転出に関する手続きができます。なお転入届、転居届は、窓口への来庁が必要です。

▼準備するもの

- ・マイナンバーアプリ対応のスマートフォン
- ・電子証明書が有効なマイナンバーカード
- ・電子証明書の暗証番号

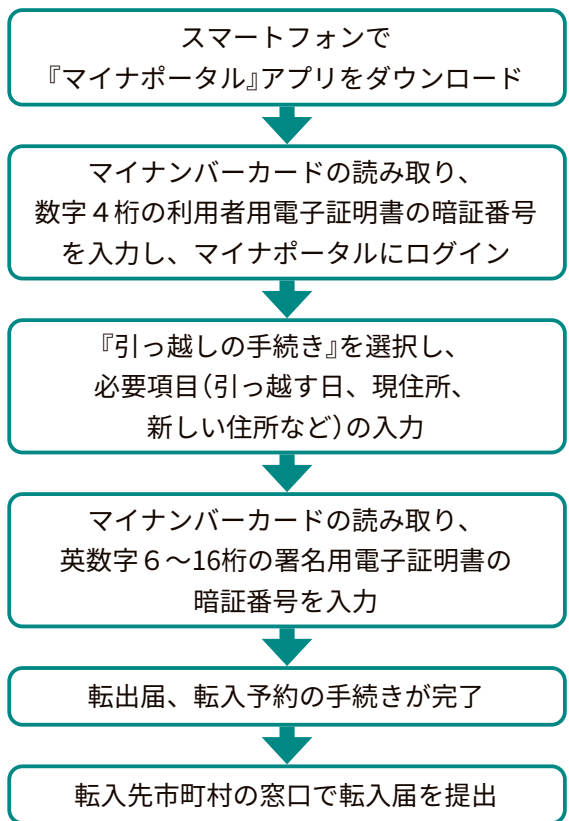
▼オンラインでできる手続き

- ・転出届
- ・転入予約(転出届と同時に)
- ・転居予約
- ・転出届、転入予約、転居予約の取り消し

▼オンラインで手続きができない人

- ・電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っていない人
- ・海外へ引っ越しをする人
- ・DV支援措置対象者

オンライン引っ越し手続きの流れ



※オンラインでの転出届は、引っ越し日の10日前から引っ越しの日以降30日以内に限り手続き可能

こどもの命を守るために

自転車用ヘルメット購入費を補助します

●問い合わせ先 安全安心課 交通防犯対策班 ☎096(248)1555

令和5年4月1日施行の道路交通法改正により、全ての自転車利用者に、ヘルメット着用が努力義務化されました。また、4月から県立高校でも義務化されたことに伴い、市では、ヘルメット購入費用の一部補助を行います。

▼対象者

- ・市在住で18歳以下の自転車利用者
- ※年齢の下限なし

▼補助対象

- 3月1日(土)以降に購入した指定の安全基準に適合した新品のヘルメット
- ①SGマーク
- ②JCFマーク
- ③CEマーク※EN1078のみ対象
- ④GSマーク
- ⑤CPSCマーク※CPSC1203のみ対象

▼補助金額

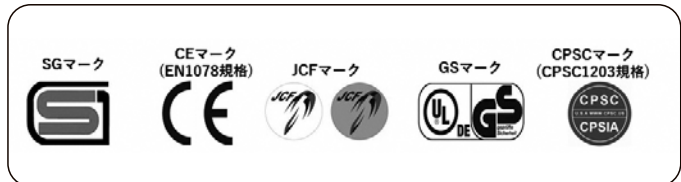
一律2000円(2000円未満の場合は実際の購入額)

▼補助回数

1人につき1個まで

▼必要書類

・代金の支払手続きが完了したことを証する書類(領収書など)



▲市ホームページ



▲申し込みフォーム

- ・安全基準に適合することが分かるマークの写真
- ・補助金を振り込む口座番号が分かるもの(通帳・キャッシュカード)

▼申請期間

4月1日(火)から

▼申込先

申し込みフォームまたは安全安心課